

### 3 税金などの控除について

#### (1) 所得税・市民税の所得控除

該当世帯	障がいの程度	控除額		申告先
		所得税	市民税 道民税	
納税義務者自身が障がい者であるか、納税義務者の同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者(児)であるか	身体障害者手帳 ・・・1・2級 療育手帳・・・A判定 精神障害者保健福祉手帳 ・・・1級	40万円	30万円	市税係 又は 滝川 税務署 ☎0125- 24-4012
	身体障害者手帳 ・・・3～6級 療育手帳・・・B判定 精神障害者保健福祉手帳 ・・・2～3級	27万円	26万円	※会社で年末 調整をされ ているかた は、会社に提 示してくださ い。

- \* 1 毎年、2月中旬から3月中旬まで開催されている所得税の確定申告または住民税の申告相談の際、手帳を提示してください。
- \* 2 所得控除とは、税額を算出する際に所得から差し引きするもので、税金の対象となる所得金額を控除分少なく計算するものです。

#### (2) 相続税の障害者控除

対象者	障がいの程度	控除額	申請先
財産を取得した法定相続人が各種障がい者手帳の交付を受けているか	身体障害者手帳 ・・・1・2級 療育手帳・・・A 精神障害者保健福祉手帳 ・・・1級	85歳に達するまでの年数 に20万円を乗じた金額を 税金から控除	滝川 税務署 ☎0125- 24-4013
	身体障害者手帳 ・・・3～6級 療育手帳・・・B 精神障害者保健福祉手帳 ・・・2～3級	85歳に達するまでの年数 に10万円を乗じた金額を 税金から控除	

たきかわぜいむしょ あんないず  
**滝川税務署 案内図**

〒073-0022 たきかわしおおまち ちょうめ ばん ごう  
 滝川市大町1丁目8番14号



(3) **預貯金などの利子非課税 (障がい者などのマル優)**

対象者	非課税限度額	申請先
各種障がい者手帳の交付を受けているかた	預貯金、公社債など・・・350万円以下	金融機関など
	国債、地方債・・・350万円以下	